

# 『漢代二十等爵制の研究』論文概要書

楯身智志

二十等爵制とは、第二十級列侯から第一級公士までの二十等の爵称からなる漢代の爵位制度のことである。漢代においては、皇帝ただ一人が行い得る爵位の賜与ないし剥奪を通じ、領域内に居住するあらゆる人々が上は諸侯王から下は刑徒に至るまでの一つの秩序体系下に序列化されていた。本論文では、戦国時代の秦から漢代にかけての二十等爵制の変遷過程を検討することで、漢代の皇帝がいかなる意図をもつて領域内に居住するあらゆる人々を「爵制的秩序」という一つの秩序体系（【表】参照）下に組み込んでいたのかという点について探った。以下、各章の考察内容を概括する。

序章「二十等爵制研究の総括と問題の所在」では、二十等爵制に関する先行研究を総括するとともにその問題点を指摘することで、本論文の課題とそれに取り組むにあたって採るべき分析の視角を具体化した。すなわち、西嶋定生氏の研究『中國古代帝国の形成と構造—二十等爵制の研究』（東京大学出版会、一九六一年）以来、二十等爵制研究においては秦・漢の王ないし皇帝が民爵賜与、すなわち国家的大事を契機として全国の良民男子に爵位を賜与する施策によって全国の民衆をことごとく「爵制的秩序」に組み込んでいたという事実が注目されてきた。特に近年では、この民爵賜与が皇帝と民衆を「公共的事業の組織者」とその「奉仕者」という関係によつて直接的に結びつける機能を果たしていたとする畠山明氏の説（「爵制論の再検討」『新しい歴史学のために』第一七八号、一九八五年）に従い、爵位に付随する特権の内実を探ることによつて当時の人々がなにゆえ爵位を受けて皇帝の「奉仕者」になることを受け入れたのかという点が問題視されている。さらにもうした中で、前漢初期においては国家が有爵者に相応の特権を保障することができたが、それ以降は民爵賜与が頻繁

	諸侯王 列侯 閥内侯	劉氏 侯	官爵	民爵	無爵者	刑徒
20						
19						
18	大庶長					
17	駢車庶長					
16	大上造					
15	少上造					
14	右更					
13	中更					
12	左更					
11	右庶長					
10	左庶長					
9	五大夫					
8	公乘					
7	公大夫					
6	公大夫					
5	大不更					
4	不簪					
3	上造					
2	公士					
1	卒伍人					
	司寇					
	隸官徒					
	隸					

【表】「爵制的秩序」

に実施されたことで有爵者の数が膨れ上がり、彼らに対して相応の特権が与えられなくなつた結果、二十等爵制そのものが有名無実化していくという共通理解が形成されつつある。しかし、爵位に付隨する利得や特権の内実を検討しても、そこから当時の人々が爵位を欲した理由を探ることは困難であり、それゆえにたとえ前漢後期までに国家が有爵者に相応の特権を保障し得なくなつたからと言って、当該時期以降に二十等爵制が有名無実化したとは必ずしも言えない。そこで、①当時の人々がいかなる理由で爵位を受けることを欲していたのかという爵制の実態に関する問題をひとまず棚上げにし、一貫して国家側の視点から二十等爵制の機能を探ること、②先行研究で特に重視されてきた民爵賜与の問題だけに捉われず、諸侯王・列侯・「官爵」をも検討の対象とし、「爵制的秩序」の構造とその変化を総体的に扱うこと、という二点を本論文で採るべき分析の観角として設定した。

第一章「民爵賜与の成立」では、戦国時代末期の秦の法制史料が含まれている睡虎地秦墓竹簡、および前漢初期の法制史料が含まれている張家山漢墓竹簡を利用して、戦国時代初期から前漢初期までの爵制の変遷を検討することで、国家が全国の民衆を民爵賜与によつてことごとく「爵制的秩序」に組み込むようになるまでの経緯について探つた。すなわち、かつて西嶋氏は、郷里社会の自律的秩序が崩壊した戦国時代初期の時点で、すでに民爵賜与が郷里社会を秩序化する目的で頻繁に行われていたと推論した。しかし、近年、発見・公表された張家山漢墓竹簡より、当時、民衆にまで爵位の継承が認められ、さらに「傅」（リ兵役・徭役従事者として認定される）とともに彼らに親の爵級に応じた爵位が与えられていたことが明らかとなつた。すると、少なくとも前漢初期において民衆が民爵賜与のみによつて爵位を獲得していたわけではなく、ゆえにこの施策が戦国時代初期から郷里社会を秩序化する目的で頻繁に実施されていたとする西嶋氏の所説も再検討を要することになる。そこで、あらためて戦国時代の秦の爵制がいかなる意図の下に運用されていたのかを探ると、戦国時代初期においては、民衆の戦闘意欲を駆り立てることによつて富国強兵を実現させるために、戦場で功績を挙げた者にのみ爵位が賜与されていた。しかし、戦国時代末期においては、新たに獲得した領土に居住する民衆を従軍させるために、従軍日数を累積した兵卒にまで爵位が賜与されるようになり、そうした中で民衆を臨時徵發するための施策として民爵賜与が実施されるようになつた。こうした秦の爵制は楚漢抗争期の劉邦集団、および建国直後の前漢に継承され、民衆を項羽との戦いや異姓諸侯王討伐に駆り立てるために爵制が運用されたが、そのような戦時体制が解除された惠帝即位年（前一九五）に初めて全国の民

衆を対象とする民爵賜与が実施された。そこでは、「傳」された民衆に第四級不更以下の爵位を与えることで彼らを兵役・徭役従事者として「爵制的秩序」に組み込むとともに、有爵者に爵位の継承を認めることで高爵所有者の既得権を保護することが意図されていた。つまり、当時においては、全国の民衆を「爵制的秩序」に組み込む体制こそ確立していたが、それは民爵賜与によつてではなく、爵位継承・「傳」を通じて実現されていたことになる。しかし、景帝期までに戸口回復が実現すると、爵位継承・「傳」のみでは民衆を有爵者として「爵制的秩序」に組み込むことができなくなつたため、第二十級列侯・第十九級閥内侯以外の爵位継承と、「傳」と同時に民衆に爵位を与える制度は廃止された。そして、全国の民衆を一律二十歳で「傳」するとともに、彼らを民爵賜与によつて一律に「爵制的秩序」に組み込む体制が確立した、と。以上の検討により、全国の民衆をことごとく「爵制的秩序」に組み込む体制が彼らを第四級不更以下の兵役・徭役従事者として認定するという目的の下、前漢惠帝即位年（前一九五）以降に初めて確立したこと、ただし当時においては高爵所有者（＝具体的には第五級大夫以上の有爵者）の既得権を保護するために爵位継承が認められていたことを指摘した。

第二章「功臣層の形成」では、前漢初期に民衆に与えられるこのなかつた第五級大夫以上の爵位がいかなる者に与えられたのかを検討することで、前漢初期における「爵制的秩序」の内実をさらに具体化しようと試みた。すなわち、前漢建国直後の高祖五年（前二〇二）五月、高祖劉邦は前漢建国に貢献した楚漢戦争従軍者にもれなく大夫以上の爵位を賜与したが、これによると、前漢初期の「爵制的秩序」においては、楚漢戦争従軍者とそれ以外の民衆とが大夫・不更を境として截然と区別されていたことになる。そこで、このような区別がいつ、いかなる経緯によって形成されたのかを明らかにするために、まずは秦末・楚漢抗争期の劉邦集団における爵制の内実について探つた。すると、秦末に劉邦が起兵してから漢王に封建されるまでに、劉邦集団は私兵集団から楚の地方行政機構を経て漢王国の官僚機構へと変化したが、集団の構成員は一貫して軍功の多寡に基づき、爵制によつて序列化されていた。こうした爵制の機能は前漢建国後も特に変化せず、楚漢戦争に従軍した者もそうでない者も軍功に応じて「爵制的秩序」に位置づけられていた。ところが、惠帝期以後、全国の民衆が不更以下の兵役・徭役従事者としてことごとく「爵制的秩序」に組み込まれるようになると、国家は楚漢戦争ないし異姓諸侯王討伐に従軍した者を「宦皇帝者」なる特別な呼称によつてカテゴライズすることでその特權的地位を保障するとともに、彼らに与えられた大夫以上の爵位を国家に対して特別な功績をあげた者にのみ与えられる爵位として、兵役・徭役に従

事するだけの民衆に与えられる不更以下の爵位と明確に区別するようになった、と。以上の検討により、前漢初期においては楚漢戦争ないし異姓諸侯王討伐に従軍した功臣層が官吏であるか否かにかかわらず「宦皇帝者」として特に優遇されたこと、また彼らの特権的地位を保障するために大夫以上の高爵所有者が兵役・徭役に従事するだけの不更以下の民衆と明確に区別されていたことを指摘した。

第三章「功臣層の特権的地位とその消滅—漢初高祖功臣位次考」では、前漢初期に列侯に封じられた高祖功臣列侯の特権的地位の内実とその変遷過程を検討することで、功臣層と民衆とを明確に区別する体制がいかなる背景の下に形成され、それがいつごろまで維持されていたのかを探った。すなわち、高祖六年（前二〇一）から呂后二年（前一八六）にかけて、楚漢戦争ないし異姓諸侯王討伐で多大な功績をあげた功臣が順次列侯に封じられたが、彼らにはそれぞれの功績に応じた位次が与えられ、その記録は高祖功臣列侯の爵位と彼らの侯国を永久に保障する旨を記した「封爵之誓」の銘文とともに高祖廟に収蔵された。そして、惠帝以降の歴代の皇帝は毎年八月に高祖廟で開催される酎祭でそれらの内容を再確認し、高祖功臣列侯が国除されても紹封によつて彼らの家系を存続させていた。ところが、景帝元年（前一五六）に宗廟制度改革が実施されると、高祖功臣列侯に対する待遇は大きく変化する。この宗廟制度改革は、景帝が傍系から即位した父・文帝の正統性を確立させるために実施したものであつたが、それは高祖功臣列侯にとつても呂氏の乱後に文帝を皇帝に迎えた周勃・陳平の行動を正当化するために必要な措置であつた。そこで、彼らは自ら宗廟祭祀の管理・運営に携わることを志願し、それが列侯に対する助祭義務（＝「侍祠」・酌金奉呈）として制度化された。これにより、助祭義務を怠つたとされた列侯が——高祖功臣位次を有しているか否かにかかわらず——宗廟に「敬慎」ではないという理由で国除される一方、助祭義務を履行しさえすれば功績がなくとも封侯され得るという原則が確立し、景帝・武帝は「白馬之盟」に反してしばしば非漢人や外戚などを列侯に封じるようになつた。そうした中、武帝は南越討伐に従軍しようとする列侯を宗廟に「敬慎」ではないという理由で大量に国除するとともに、高祖功臣列侯に対する紹封を停止した。こうして、高祖功臣列侯は武帝末年までに列侯としての地位と侯国を喪失するに至つた、と。以上の検討により、前漢初期においては大夫以上の爵位を与えられた功臣層の特権的地位が「封爵之誓」・「白馬之盟」によつて保障されていたこと、またその保障が文帝・景帝期を境に失われていつたことを指摘した。

第四章「功臣層の形成と消滅の背景－郡国制の形成と展開を手がかりに－」では、前漢初期の国家が功臣層の特権的地位を「封爵之誓」・「白馬之盟」によって保障しなければならなかつた背景について、楚漢抗争期（前漢初期における郡国制の形成と展開の過程）を手がかりとして検討した。すなわち、「白馬之盟」においては、高祖劉邦と功臣層との間で、功績ある者のみを封侯すること以外に、劉氏のみを諸侯王に封建すべきとする原則が確認されていたが、そこからは功臣層の特権的地位を保障することと、劉氏一族を諸侯王に封建することとの間に何らかの因果関係があつたと推定される。そこで、楚漢抗争期から前漢高祖末年までに、劉氏一族が諸侯王に封建されるに至る経緯について探ると、劉邦は項羽に不満を抱く諸侯の所領を保障することで、初めて彼らの協力の下に項羽を倒して皇帝に即位することができたが、後に彼ら異姓諸侯王が次々と反乱を起こすと、止むを得ず彼らに代えて自身の一族を諸侯王に封建した。ところが、前漢建国にさしたる功績のない劉氏一族を諸侯王に封建するためには、当時、自身の功績に対する評価に敏感になつていた功臣層の「合意」を得る必要があった。そこで、劉邦は自身の一族を諸侯王に封建するのと同時に、功臣層のうち特に卓抜な功績をあげた者を列侯に封じ、彼らに全国各地の領土を侯国として割き与えることで、劉氏一族の諸侯王封建が決して「天下」を私するための行為ではないことをアピールした。さらに、功臣層と「白馬之盟」を結ぶことで、功臣層と協力して「天下」の安定を図つていくことを宣言した。そのため、功臣層は劉邦崩御後も劉氏以外の者を諸侯王に封建することに断固反対し、劉氏による「天下」統治に積極的に協力した。ところが、劉邦の直系子孫が断絶して代王家から劉恒が皇帝に迎えられると、皇帝位繼承者の第一候補たることを自認していた齊王家が中央政府に反発するようになり、こうした両家の対立が景帝初年の吳楚七国の乱に発展した。そして、この反乱を鎮圧した景帝は、諸侯王の権限を大幅に削減して中央集権化を推し進めた。これにより、劉氏一族と功臣層が協力して「天下」の安定を図るという高祖期以来の体制は解体され、功臣層の「合意」と協力を必要としなくなつた景帝は彼らの特権的地位を保障しなくなつた、と。以上の検討により、第一章～第三章において検討した前漢初期の「爵制的秩序」の構造が劉氏一族と功臣層の協力によって「天下」の安定を保持するという前漢高祖期以来の体制を反映していること、そしてその体制が景帝初年の吳楚七国の乱、およびその後の中央集権政策によって解体されたことを指摘した。

第五章「察舉制度の確立と「官爵」の形成」では、高祖期以来の体制が解体された後に「官爵・民爵の区別」が形成され

たという見通しの下、戦国秦～前漢後期における官吏登用制度の変遷過程について検討することで、景帝期以降の「爵制的秩序」の構造について探った。すなわち、戦国時代の秦においては、外戚・高官が有能な人材を秦王に推薦・保証し、かつ秦王が彼らの資質を厳密に審査することで、官僚機構に人材が供給されていた。こうした秦の推薦保証制度は楚漢抗争期の劉邦集団を経て前漢へと受け継がれたが、文帝期以前においては功臣層が互いに推薦し合いながら中央・地方官界のポストを独占し、功臣層以外の者は彼らと何らかのコネクションがなければ中央官界に進出することができなかつた。また皇帝も、功臣層と協力しながら「天下」の安定を保持するという高祖期以来の原則に従い、功臣層が官界を独占することを容認していた。ところが、景帝初年の吳楚七国の乱を契機に高祖期以来の体制が解体され、功臣層が官界から消滅し始めると、皇帝は新たに察举制度を整備することで人材を選定・推舉する権限を官秩六百石以上の高級官吏にのみ限定し、なおかつ推舉・選定された任官候補者の資質を厳格に審査することで、官界から功臣層の影響力を排除しようとした。それに伴い、人材の推舉・選定を担う官秩六百石以上の高級官吏に第九級五大夫以上の爵位を賜与することで、彼らを下級官吏や民衆と明確に区別しようとした。ただし、これによって官秩六百石以上の高級官吏のみが独占的に人材の推舉・選定を行い得るようになつたわけでも、彼らが五大夫以上の爵位を独占するようになつたわけでもなく、それ以後も多大な功績をあげて高爵を得た「新功臣層」が官界を独占する事態がたびたび発生した。つまり、察举制度の確立と「官爵」の形成は、それまで功臣層が独占してきた人材推舉・選定の権限と高爵を官秩六百石以上の高級官吏と「新功臣層」に委譲し直す、旧体制の「再編成」に過ぎなかつた、と。以上の検討により、「官爵・民爵の区別」が察举制度とともに官界から功臣層の影響力を排除するという目的の下で形成されたこと、たゞしそれはあくまで「爵制的秩序」の「再編成」に過ぎず、景帝期以降も二十等爵制が一定の意義を有する制度として運用され続けたことを指摘した。

第六章「二十等爵制の機能と「共同統治」理念——「帝賜」の構造と変遷を手がかりに——」では、以上の各章で検討してきた前漢初期における二十等爵制の変遷過程を踏まえつつ、皇帝が全国の吏民に賜与物を下す施策（＝「帝賜」）の意義を検討することで、前漢がいかなる意図の下に二十等爵制を運用していたのかを探つた。すなわち、先行研究においては、民爵賜与と「帝賜」との関係を手がかりに二十等爵制の機能を探る試みが盛んになされてきたが、張家山漢墓竹簡「二年律令」に「帝賜」に関わる律文が含まれていたことにより、あらためて両者の関係を検討する必要が出てきた。そこで、「二年律令」

中の「帝賜」関連条文の内容を具体的に検討すると、そこでは対象者が官吏であれば官秩、「吏爲らざるもの及び宦皇帝者」であれば爵級に応じて、それぞれ賜与物の内容が規定されていた。こうした賜与物決定基準の違いは、功臣・軍官が爵級に従つて西方に並び、文官が官秩に従つて東方に並ぶという前漢初期の祭祀儀礼における百官の席次を反映していると考えられるが、一方でそこには祭祀儀礼に参加し得ないはずの民衆や刑徒に下す賜与物の内容までもが規定されている。そこで、その理由を探るべく、皇帝が全国の吏民に「帝賜」を実施するに至る経緯について探つた。すると、秦末・楚漢抗争期においては劉邦が自身の配下に個別に食事を振る舞うことで君臣関係を再確認しており、そこでは食事の内容が一律に配下の爵級に応じて決定されていたが、前漢建国後に厳格な祭祀儀礼の次第が制定されると、儀礼空間に参加し得る「臣下」（＝功臣・高級官吏）に対して定期的に「帝賜」が行われる一方（＝通常「帝賜」）、祭祀儀礼に参加し得ない「臣下」（＝下級官吏・民衆）に対して下詔によつて不定期に「帝賜」が行われるようになつた（＝特別「帝賜」）ことが判明した。次に、こうした「帝賜」の機能と二十等爵制との関係を探るために、「臣下」に下される賜与物の量や種類がいかなる基準で決定されていたのかを探ると、賜与物の内容には上は諸侯王・列侯から下は民衆に至るまでの公的職務の違いが反映され、かつ彼らがその職務内容に応じて二十等爵制によつて統一的に序列化されていたことが分かつた。つまり、二十等爵制とは皇帝が上は諸侯王から下は民衆に至るまでのあらゆる人々に公的職務を付与するために運用され、「帝賜」とは彼らの担う職務内容を賜与物の量や種類によつて差異化するために実施されていた。そして、こうした施策の背後には、皇帝が領域内に居住するあらゆる人々に公的職務を分掌させ、彼らとともに「天下」を統治しようとする、言わば「共同統治」の理念が伏在していた、と。以上の検討により、二十等爵制が領域内に居住するあらゆる人々に公的職務を分掌させるとともに、彼らをその職務内容に応じて序列化するために運用されていたこと、そしてこの制度が「帝賜」とともに、漢（＝劉氏）が独占的に「天下」を統治している状況を「共同統治」理念によつてカムフラージュする装置として機能していくことを指摘した。

終章「総括と結論」では、以上の各章での検討結果を総括し、本論文の結論を明示した。

総じて本論文では、漢代の皇帝が領域内に居住するあらゆる人々を「爵制的秩序」に組み込み、彼らに公的職務を分掌させて彼らとともに「天下」を統治していることをアピールすることで、劉氏が「天下」を独占的に統治しているという状況をカムフラージュしようとしていたと結論づけた。